

ヨコハマ・エコ・スクール事業実施要綱

制 定 平成 21 年 7 月 7 日

最近改正 令和 8 年 1 月 30 日 脱脱ラ第 531 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市（以下「市」という。）や、市民・事業者・大学及び行政等地域における多様な主体（以下、「地域における多様な主体」という。）が、横浜市内で実施する脱炭素社会の実現に向けた環境学習や体験等のプログラムを市民に広く提供し、市民の脱炭素行動を促進する「ヨコハマ・エコ・スクール」（以下「YES」という。）事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「YES 事業」とは、次の号に掲げる活動をいう。

- (1) YES 協働パートナー及び地域における多様な主体との協働による講座の実施
- (2) 主に次世代を対象としたヨコハマ・エコ・スクール環境出前授業（以下、「YES 出前授業」という。）の実施
- (3) 脱炭素化に向けた環境行動の活性化を推進するリーダーの育成・支援
- (4) その他、市民の脱炭素行動の促進に関すること。

2 この要綱において「YES 協働パートナー」（以下「パートナー」という。）とは、第 5 条に定める手続きにより、市が、YES 事業に関して協働することを承認した者をいう。

3 この要綱において「協働」とは、次の号に掲げる活動をいう。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる講座及び第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる YES 出前授業の企画運営
- (2) YES 事業に係る会場の提供や人的支援
- (3) その他、市が必要と判断すること

4 この要綱において「講座」とは、講演会やシンポジウム、環境学習、体験及び交流、イベント等での働きかけ、その他の環境教育に資するプログラム等、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進するものをいう。

5 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる YES 出前授業の実施等については別に定める。

（市の役割等）

第 3 条 市は、YES 事業の実施にあたり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 主催者としての講座の企画運営、関連情報等の広報
- (2) パートナーの申請受付、審査、登録、抹消
- (3) YES 出前授業の事務局
- (4) その他、パートナーへの助言等、支援に関すること。

（パートナーの役割等）

第 4 条 パートナーは、自身の脱炭素等にかかる知識・専門性を活用し、市と協働し、市民に向けた講座を実施する。

- 2 パートナーは、YES 出前授業の講師を務める。
- 3 パートナーは、気候変動をはじめとする環境課題の最新の情報や市の動向を把握し、講座の質の向上に努める。
- 4 パートナーは、自らが主催者・出展者となる講座について、講座に参加する者（以下「参加者」という。）、その他第三者に対して、一切の責を負うものとする。
- 5 パートナーは、市から YES 事業の適正な運営のための助言を受けた場合、速やかにこれに対応するものとする

（YES 協働パートナー登録等）

第5条 YES 事業に関して協働しようとする者は、別に定める書式により、市に対し登録の承認を申請することができる。

- 2 市は、申請があった時には YES 事業の趣旨に照らして適切かどうかを判断し、申請者をパートナーとして登録する。
- 3 市は、次の各号のいずれかに該当する者はパートナーとして承認しない。
 - (1) 法律に反する行為、公序良俗に反する行為あるいは暴力的要求行為等の反社会的行為を行う者。
 - (2) 市が YES 事業の趣旨に照らして不相当と認める者。
- 4 パートナーは、いつでも登録の抹消を申請することができる。
- 5 パートナーは、登録内容に変更が生じた場合、別に定める書式により、速やかに変更申請を市に提出しなければならない。
- 6 パートナーは、年度内の活動実績を提出するとともに、翌年度の年間活動の予定を市に提出しなければならない。当該資料の提出がなされない場合、市はそのパートナーの登録を抹消することができる。
- 7 前各項に掲げるものの他、パートナーの登録等に関して必要な事項は、市が定める。

（ロゴマークの使用）

第6条 パートナーは、次の各号に掲げるものについて YES 事業のロゴマークを使用できる。

- (1) 第2条第1項第1号に定める講座の告知・案内チラシやポスター、会場案内板
- (2) 第2条第1項第1号に定める講座で使用する教材
- 2 パートナーは、ロゴマークの使用にあたって、次の各号に掲げることを行ってはならない。
 - (1) デザインや色を変えて使用すること。
 - (2) 縦横比を変えて使用すること。
 - (3) 法律に反し、公序良俗に反するような方法で使用すること。
 - (4) 利益誘導や募金活動等と結びつけて使用すること。
 - (5) 提供する講座等の品質を担保・証明するものとして使用すること。
 - (6) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾すること。
 - (7) 市が YES 事業の趣旨に照らして不相当と認めること。

(禁止事項)

第7条 パートナーは、次の各号に掲げることを行ってはならない。

- (1) 法律に反する行為、公序良俗に反する行為あるいは暴力的要求行為等の反社会的行為
- (2) 特定商品の普及又は販売その他の営利行為を主たる内容とする講座
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを内容とする講座
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを内容とする講座
- (5) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを内容とする講座
- (6) 登録や報告に関して虚偽を行うこと。
- (7) 講座の開催等で得られた個人情報を当該講座の連絡以外に利用すること。
- (8) その他、市が YES 事業の趣旨に照らして不相当と認めること。

(違反処置)

第8条 市は、パートナーが第7条のいずれかに該当する行為を行った場合、次の各号に掲げる処置を行うことができる。

- (1) パートナー登録の抹消
 - (2) 違反内容に関する市民への公表
- 2 パートナーは、第7条のいずれかに該当する行為を行った場合、YESの文言やロゴマークが入った講座紹介のチラシ及びポスター等を回収した上、その実施状況を市の求めに応じて書面で報告するものとする。

(免責)

第9条 市は、参加者に対して、パートナーが主催する講座の質及び効果その他の内容について保証するものではない。

- 2 市は、パートナー、参加者、その他の第三者に対して、講座の実施について何らその責を負うものではない。
- 3 市は、第三者に対して、パートナーの事業や活動の質及び効果その他一切について保証するものではない。

(所管)

第10条 市における本事業に関するすべての事務は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局長が所管する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、YES事業に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 8 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 ヨコハマ・エコ・スクール登録要領（平成 21 年 7 月 7 日制定）及び「ヨコハマ・エコ・スクール」ロゴマーク使用要領（平成 21 年 7 月 7 日制定）は、施行をもって廃止する。